

「症候群」理論が冤罪に陥る
危さを指摘した高裁裁判長!



無罪判決を受け安堵の表情を浮かべる山内泰子さん（中央）。ご家族や弁護士とともに。（筆者撮影）

高裁では、弁護側証人として脳の専門家である複数の脳神経外科医が証言台に立ち、

「乳児の脳の出血は、外力によるものではなく、脳静脈洞血栓症という病気の可能性が高い」と主張。そ

の上で、「強く揺さぶる虐待が行われた」とする検察側の小児科医の証言内容に強い疑問を投げかけた。

今回、新たにレポートする

のは同じく大阪の事案で、生

後1か月半への乳児への揺さ

ぶり虐待を疑われた母親の

ケースだ。

現在、大阪高裁で判決待ち

のこの事件も、前出の山内さ

んの判決で裁判長が警鐘を鳴

らした「SBS理論」が一審

で有罪の根拠になっている。

また、検察側が証人として意

見を求めた小児科医と法医の

医師が全く同じ人物である、

という点にも注目すべきだろ

う。

大阪地裁で下された判決か

らさかのぼり、事件の概要を

振り返つてみたい。

(*無罪になるまでは、仮名で報道す

る)

いです。乳児揺さぶられ症

候群については、日本での医

学的な知見はまだ乏しい

にもかかわらず、裁判所は檢

察側証人である小児科医と法

医、2人の医師の意見のみを

信用できるとしました。そも

そも彼らは、脳神経の専門家

ではありません。即日、控訴

します」

■母親が供述した、

乳児「落 下事故」の経緯

妻として母として、平穏に

暮らしていた一人の女性が、

なぜ「被告人」という立場になつたのか……、そして、無

罪を主張し控訴に至つた理由は何だったのか。まずはその

経緯を振り返つてみたい。

井川京子さんは専門学校を卒業後、大阪市内の病院に看護助手として勤務。その後、大

大阪高裁で、もうひとつの「SBS事件」が進行中！

■「まるで架空のお話……」

一審の有罪判決に

唖然とする母親

2018年3月13日、大阪

地方裁判所704号法廷。

テレビカメラによる法廷撮影

が終了すると、長瀬敬昭裁判

長は淡々とした口調で判決文

の読み上げを始めた。

「主文、被告人を懲役3年に

処する。この裁判が確定した

日から5年間、その刑の執行

を猶予する」

満席の傍聴席が、一瞬ざわ

ついた。

清楚な黒いワンピースを着

た被告人の井川京子さん(37

・仮名)は、自分の身に今、何

が起きてているのかがとっさに

理解できない様子で、裁判官

席のほうを見つめている。

「被告人は、生後わずか1か

月あまりの被害児の頭部を強

く揺さぶる暴行を一方的に加

えたもので、その行為態様は

極めて危険である。(中略)被

告人が本件犯行に及んだ動機

は明らかでないものの、被告

人は本件当時、騒音に対する

近隣住民からの苦情を恐れな

がら、問題行動を繰り返す長

男と生後すぐの被害児を日中

はひとりで子育てしなければ

ならない立場にあり、自身の

体調もすぐれず、育児に対す

る不安を抱えていたことがう

かがわれる。上記のような状

況下で被害児が泣き止まない

などの事情から心理的に追い

詰められて突発的・衝動的に

本件犯行に及んだ可能性は否

定できない。そうすると、本

件犯行は結果は重大であるも

の、動機経緯に酌むべき点

任は決して軽いものではない

が、前科がないことも考慮す

ると、基本的に、刑の全部執

行猶予が相当であると考えら

れる(求刑懲役6年)」

判決の言い渡しが終わり、

法廷の外へ出た京子さんは、

消え入るような声でこうつぶ

やいた。

「裁判官が、ずっと架空の話

をされていたので、何が不思

議な感覺でした……」

この日、すぐに記者会見を

開いた井川さんの主任弁護

人・秋田真志弁護士は、集

まつたメディアを前にこう訴

えた。

「不当な判決に憤りでいっぱ



わずか1ヶ月で大きなケガを負ってしまった女兒（写真提供・井川さん）



幸せな生活を送る中、突如逮捕されてしまった井川さん

「症候群」理論が冤罪に陥る
危さを指摘した高裁裁判長!

「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」大逆転無罪！

しかし徹底して黙秘を貫きました。わが子を殺すために暴力をふるつたことなど断じてなかつたからです。ただ、取り調べを受けながら、警察の話し方が徐々に変わってきたことは感じました。逮捕当初は、「おまえが長女を落としたに決まっている」と詰め寄つてきたのに、いつの間にか『激しく揺さぶったんだろう』という方向に変わつていたのです。

2015年10月7日、井川京子さんは正式に起訴されました。罪名は逮捕時の「殺人未遂」から「傷害」に変わつてました。刑事裁判の被告人として大阪地裁の法廷に出廷することになつた京子さんは、裁判が始まつて初めて捜査記録を見ることができた。そして、一審

のことで、これらの症状が見られれば、「SBS=乳幼児揺さぶられ症候群」の可能性が高いと診断され、一緒にいた大人が強く揺さぶる虐待をしたと判断されている。

しかし、この理論はすでに海外で「仮説」に過ぎないとされ、科学的根拠はないといふ結論が導き出されており、日本のマニュアルに書かれてゐる「3メートル以上の高さ落下事故や交通事故の証拠がなければ……」という記述には、弁護士や法学者、脳神経外科医からも疑問の声が上がつている。

*詳しく述べては「SBSの検証プロジェクト」
<http://shakenbabby-review.com/>を参照の上。

■「1秒間に3往復 揺さぶった」と証言する検察側の小児科医

控訴審が始まってからも、検察側は引き続き「長女の脳に起こつた硬膜下血腫は、母親による暴力的な強い揺さぶりによる虐待の証拠で、2歳半の兄による低位からの落下事故によつて引き起こされるはずがない」と主張してきた。一方、弁護側は、「80センチくらいの高さから転落した場合でも、今回のように頭への衝撃が2回以上繰り返された場合は、軽い衝撃でも硬膜下血腫を引き起こし、症状が急速に進行する」ともある。

2つの事件を担当している秋田弁護士。井川さん一審判決後の記者会見にて。(筆者撮影)

性が非常に高い」と主張した。また、高裁では虐待を主張する小児科医と、それを否定する脳神経外科医がそれぞれ証言台に立ち、長時間に及ぶ証人尋問が行われた。

医学的な用語が数多く飛び交う専門的な内容だったため、ここまですべてを詳細に記すことはできないが、象徴的な部分を一部抜粋したいと思う。

まず、検察側で鑑定を行つた小児科医の溝口史剛医師は、2019年7月11日、大阪高裁で行われた証人尋問で「母親の犯行」について具体的にこう証言している。

「(脳に)これだけ広範に出血が及んでいるので、一般的には揺さぶられるという外力が加わつた可能性が極めて高いのではないかと今でも考えております。つまり1秒間に3往



の公判が進む中である」とに気がついたという。

「実は、最初に救急で長女を診てくださつた丸山朋子医師による当時のカルテには、『SBS（揺さぶられ症候群）ではなく、誤嚥性の窒息による低酸素脳症』と書かれていました。それなのに、検察側が意見を求めた小児科医の溝口史剛医師がSBSだと主張する」と、それに同調するようになつたのです。

■「SBS=乳幼児揺さぶられ症候群」の診断根拠とは?

井川京子さんが逮捕、起訴される根拠となつた「乳幼児揺さぶられ症候群」。「SBS（エス・ビー・エス）とも言われているこの傷病名は「Sha-

ken Baby Syndrome（シェイクン・ベイビー・シンドローム）」という英語の傷病名の頭文字をとつたもので、もともとは1970年代にイギリスの医師が提唱した理論だ。日本では、2002（平成14）年度から、『母子健康手帳』にも記載されるようになるほか、医療・福祉機関などでも、『赤ちゃんを揺さぶらないで』というタイトルのリーフレットが配られ、SBSの症状と揺さぶりの危険性が呼びかけられるようになつた。

後から、呼吸が止まつたのは誤嚥による窒息かもしれないと思つていたので、『揺さぶりによる虐待』という検察側の主張は、あまりにも唐突に感じました」（京子さん）

理窟だ。日本では、2002（平成14）年度から、『母子健康手帳』にも記載されるようになるほか、医療・福祉機関などでも、『赤ちゃんを揺さぶらないで』というタイトルのリーフレットが配られ、SBSの症状と揺さぶりの危険性が呼びかけられるようになつた。

三主徴とは、①硬膜下血腫／頭蓋骨の内側にある硬膜内で出血し、血の固まりが脳を圧迫している状態、②眼底出血（網膜血管が破裂して出血している状態）、③脳浮腫／頭部外傷や腫瘍によって、脳の組織内に水分が異常にたまつた状態。

厚労省の助成金によつて作成された『子ども虐待対応・医学診断ガイド』というマニュアルの中には、SBSの判断基準として、赤ちゃんの頭部に、〈三主徴（硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫）が揃つていて、

3メートル以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなくともSBS/AHTである可能性が極めて高い」と記載されている。

成された『子ども虐待対応・医学診断ガイド』というマニュアルの中には、SBSの判断基準として、赤ちゃんの頭部に、〈三主徴（硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫）が揃つていて、3メートル以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなくともSBS/AHTである可能性が極めて高い」と記載されている。

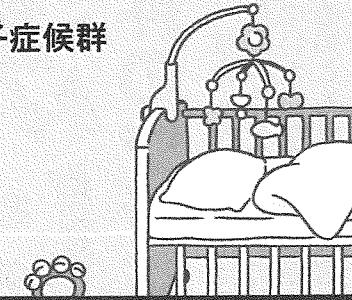
成された『子ども虐待対応・医学診断ガイド』というマニュアルの中には、SBSの判断基準として、赤ちゃんの頭部に、〈三主徴（硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫）が揃つていて、3メートル以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなくともSBS/AHTである可能性が極めて高い」と記載されている。

成された『子ども虐待対応・医学診断ガイド』というマニュアルの中には、SBSの判断基準として、赤ちゃんの頭部に、〈三主徴（硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫）が揃つていて、3メートル以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなくともSBS/AHTである可能性が極めて高い」と記載されている。

私は虐待していない

検証

揺さぶられっ子症候群



立て続けに下される無罪判決! 「揺さぶられっ子症候群=虐待」 は、本当なのか?

医師、法律家、そしてママ、パパ、保護者たち……。
徹底取材で日本の子育てを危うぐする症例の
「正体」を解き明かす!

講談社

『私は虐待していない 検証 揺さぶられっ子症候群』

(柳原三佳著・講談社・2019年3月刊)

最愛のわが子が脳に障害を負うという苦しみの中、一方的に虐待を疑われ、子どもと引き離され、逮捕、起訴されてしまった保護者たちの過酷な体験や裁判の経緯を取材。なぜ、日本の司法は「SBS神話」を信奉してきたのか……。医師だけでなく法律家の見解も取り上げる。また、SBS理論が仮説へと移行する海外の歴史も詳細にレポート。大阪高裁で無罪判決を勝ち取った山内泰子さん(本書では仮名)、同じく今号でレポートした井川京子さんの事件は、同書の第1章「虐待した親」というレッテルを貼られるまでに登場し、経緯を詳しく知ることができる

井川京子さんの主任弁護人である秋田真志弁護士は、最終弁論で裁判官に力を込めてこう訴えた。

「低位落下でも、乳児は急性硬膜下血腫を発症しうる。心肺停止すれば当然に重症化する」原審以来、弁護人が訴えてきたのはそれだけです。にもかかわらず、なぜ原審は

誤ってしまったのか……。そ
の根本問題が解明できなければ、これからも誤った訴追や親子分離が続いてしまうでしょう。SBS仮説による虐待論をめぐる議論の多くは、医学論争とは言えません。医学的・学的な『通説』以前の『論理』の問題なのです。仮に「揺さぶり」から一定の症状が生

じるとしても、その症状から「揺さぶり」を断定することはできません。「逆は必ずしも真ならず」それだけのことです。しかし、この当たり前の論理が、なぜか共有されずに混乱した実務を生み、原判決の論理則違反につながつたのです。多くの方が強い正義感をもつて、虐待問題に

取り組んでおられることには率直に敬意を表したいと思します。子どもへの虐待は絶対に許されません、しかし、冤罪も絶対にあつてはなりません。控訴審裁判所には、ほとつての終止符を打つていただくことを願つております」冒頭で紹介した山内さんの高裁判決(2019年10月25日)で、裁判長は「SBS理論」に基づいて機械的に虐待と判断することを批判した。また、小児科の溝口史剛医師の証言内容についても具体的にその誤りを指摘している。

先の無罪判決が、共通項の多い井川さんの判決にどう影響するのか。

控訴審判決は、2020年2月6日午後1時半、大阪高

というふうに思います」

さらに、溝口氏はこの事件の被害児の脳の「架橋静脈」が4本以上切れているとしたうえで、こう述べた。

「単純な低所転落であれば、複数が一気に切れるということは基本的にはほぼ考えられませんから、複数切れているときには単純な低所転落ではなく、高所転落もしくは揺さぶられた可能性、もしくはそ

の両方が加わった可能性を通常は臨床医であれば考えると思います」

まさに、「3メートル以上 の高位落下事故や交通事故の証拠がなければ、自白がなくてもSBS/AHTである可能性が極めて高い」というマニュアルの文言通りの見解だ。

ちなみに、溝口医師は本

■「家庭での軽微な事故でも脳挫傷は起こりうる」

脳神経外科医の証言

同じ日、弁護側の証人として大阪高裁の法廷に立った脳神経外科医のひとり、朴永鉢医師は、「低位からの落下で今回の受傷はあり得ない」という溝口医師の鑑定に対し、実例を挙げながら真っ向から反論した。

「私の実体験で申し上げますと、赤ちゃんを抱っこしていたお母さんが落としてしまった」という臨床的な判断がおかしいのです。(中略) びまん受傷直後に意識昏睡に陥ったわけではない。つまり、「びまん性軸索損傷が存在していました」という臨床的な判断がおかしいのです。(中略) びまん

■最終弁論で弁護団が訴えたこと

2019年10月8日、大阪高裁で審理されてきたこの事件は結審を迎えた。

■最終弁論で弁護団が訴えたこと

2019年10月8日、大阪高裁で審理されてきたこの事件は結審を迎えた。

するかごから落としてしまうなど、家庭内の軽微なアクシ

デントでも脳の表面に生じるような脳挫傷はいくらでも起ります。また、私が乳児の致死事件でも、検察側に協力し同様の鑑定意見を述べている。

そして、「母親が激しい揺さぶりをおこない、一次性脳浮腫が少なくとも4本以上断裂しているということにはあり得ないと思います」さらに朴医師は、京子さんの一貫した供述をもとに、次のように証言した。

「私は母親の陳述書や公判での証言も繰り返し読みました。が、(赤ちゃんは)お兄ちゃんが投げた直後にしばらく泣いてるんですね。ということは、受傷直後に意識昏睡に陥ったわけではない。つまり、「びまん性軸索損傷が存在していました」という臨床的な判断がおかしいのです。(中略) びまん

■最終弁論で弁護団が訴えたこと

2019年10月8日、大阪高裁で審理されてきたこの事件は結審を迎えた。

最も重篤に広範に脳浮腫が生じるというのは、頭部外傷を専門にしている脳神経外科医からすると全くおかしな論理です」

そして、「母親が激しい揺さぶりをおこない、一次性脳浮腫が生じたことによつて被害児の呼吸機能等が低下し、心肺停止に陥るとともに脳浮腫の進行が開始した」と認定した一審判決に対し、さきっぱりとそう述べたのだった。

「原審判決が下された内容は間違っていると思います」

きつぱりとそう述べたのだった。

そこで、「母親が激しい揺さぶりをおこない、一次性脳浮腫が生じたことによつて被害児の呼吸機能等が低下し、心肺停止に陥るとともに脳浮腫の進行が開始した」と認定した一審判決に対し、さきっぱりとそう述べたのだった。